

# 公 告

契約担当官

航空自衛隊第1航空團

会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 展示用T-3練習機の解体及び関連部材の撤去  
(2) 履行場所 航空自衛隊御前崎分屯基地  
(3) 履行期限 令和7年3月31日

## 2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。  
(2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。  
(3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。  
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

## 3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

## 4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室  
(2) 入札日時 令和6年12月20日(金) 10時30分

## 5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除  
(2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

## 7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

## 8 契約書等作成の要否 要

## 9 落札決定方式 総額決定

## 10 契約方法 確定契約

## 11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。  
(2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)  
(3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年12月18日(水)必着。  
(4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。  
(5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

電話(053)472-1111 内線 3772 FAX(053)472-7735

担当: 永田

航空自衛隊仕様書		
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	展示用T-3練習機の解体及び 関連部材の撤去	22警隊LPS-X-3
		承認 令和6年11月12日
		作成 令和6年10月10日
		改正 令和 年 月 日
		作成部隊等名 22警隊 基地業務小隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊御前崎分屯基地（以下「分屯基地」という。）の展示用T-3練習機（以下「展示機」という。）の解体及び関連部材の撤去について規定する。

### 1.2 用語の定義

#### a) 解体

官側が指定する有価物について破壊、切断、粉碎、押しつぶしすることをいう。

### 1.3 関係法令

役務における発生屑は、“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”に従い処理するものとし、法令は契約時における最新のものとする。

### 1.4 履行場所

航空自衛隊御前崎分屯基地（付図第1のとおり。）

### 1.5 履行期限

令和7年3月31日

## 2 一般事項

2.1 役務に関する全責任は、契約の相手方が有する。

2.2 役務の作業にあたっては監督官の指示に従い実施する。

2.3 役務に関して調整が必要な場合には、監督官と調整する。

2.4 役務に必要な資器材は契約の相手方が用意する。

## 3 役務に関する要求

### 3.1 展示機の解体

契約の相手方は、展示機の解体作業（付図第2及び付図第3のとおり。）を行う。

3.2 近隣住宅への金属片飛散防止のため、養生等の措置を実施するものとする。

- 3.3 展示機の解体にあたり、バーナー等の火気を使用する場合は、作業実施日の1週間前までに監督官に通知するものとする。
- 3.4 関連部材の撤去  
関連部材は、付図第4～付図第6のとおりとする。
- 3.5 解体した展示機及び関連部材は、飛散防止をし、一か所にまとめるものとする。
- 3.6 作業終了後、清掃を行い監督官の確認を受けるものとする。

#### 4 監督・検査

監督及び検査は契約担当官が定める監督・検査実施要領による。

#### 5 その他の事項

##### 5.1 基地内共通事項

契約の相手方は、分屯基地において法令及び分屯基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか、細部は監督官の指示に従わなければならない。

- a) 契約の相手方は、分屯基地及び分屯基地の施設への立入りに関し、規則に基づく所要の手続きを実施し、分屯基地司令の許可を受ける。
- b) 契約の相手方は、分屯基地内において役務履行で必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従う。
- c) 契約の相手方は、分屯基地内で知り得た情報について第三者に漏らしてはならない。
- d) 契約の相手方は、分屯基地内における写真撮影について契約役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得る。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官へ提出後、完全に消去し、保持しない。
- e) 契約の相手方は、役務に関するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用し、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保存しない。

##### 5.2 許可なく仕様書の複製、関係者以外への貸出しを厳禁とし、契約履行後、速やかに返還する。

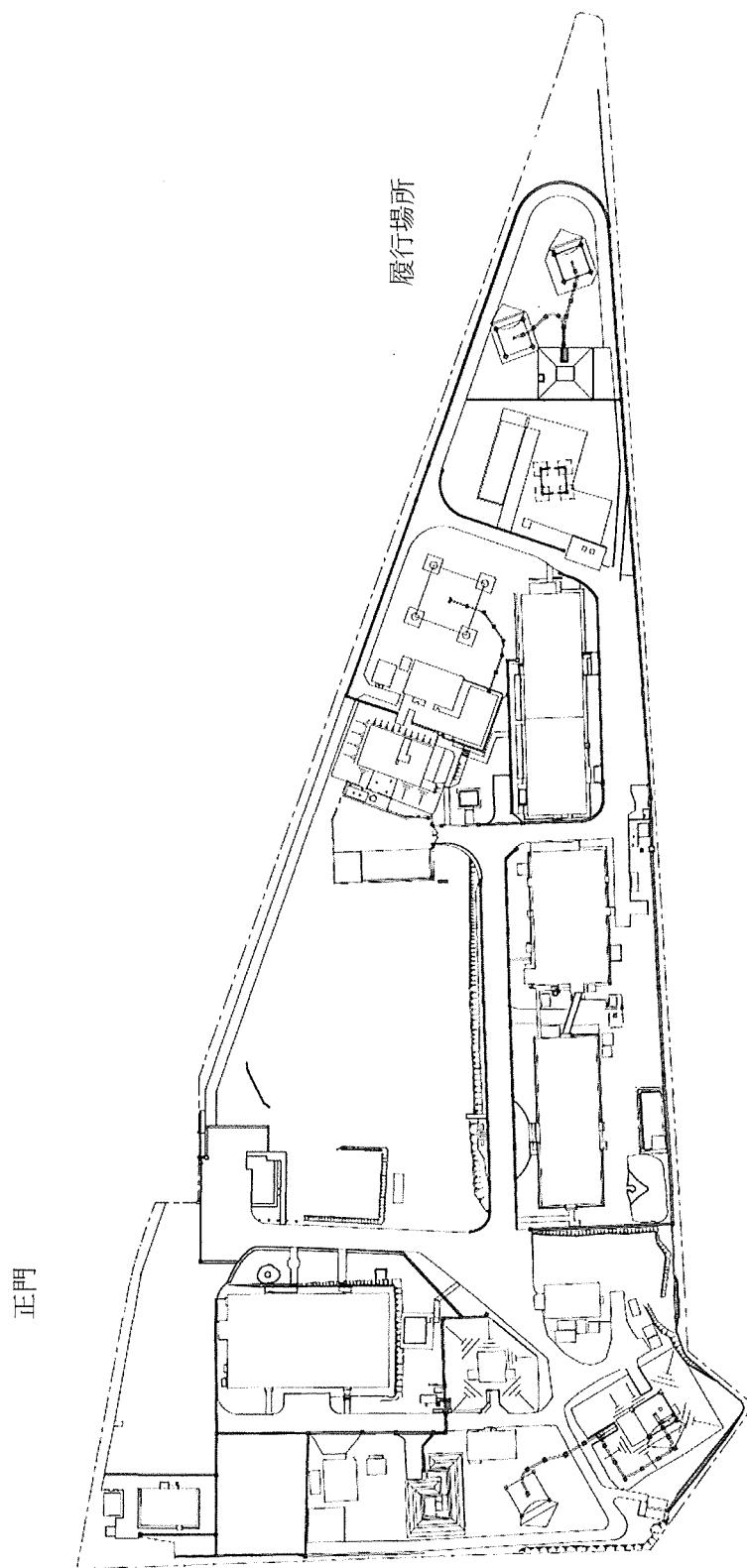
##### 5.3 本役務中に発生した契約の相手方の自然災害及び事故に関する負傷及び器材等の破損について、官側は保証及び責任を一切負わないものとする。

##### 5.4 本役務にあたり、人、器材及び施設に対して危害及び損害を与えないよう必要な処置を講ずるものとする。万一損害等が発生し、契約の相手方に過失が認められる場合、契約の相手方の責において再修理等を実施するものとする。

#### 6 その他

この仕様書に記載されていない事項で、関連法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約の相手方が関連法令等に基づき実施するものとする。その際、疑惑が生じた場合は、契約担当官と調整のうえ指示を受けるものとする。

#### 1.4 履行場所



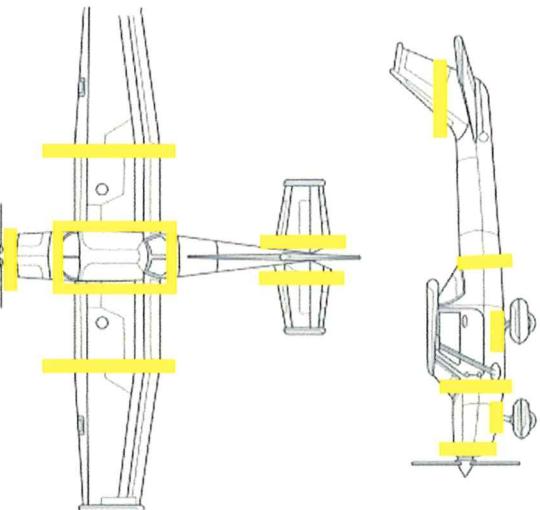
付図第2

解体要領

- 1 翼桁を完全に切断する。
- 2 翼前方付近において、前部胴体を完全に切断する。
- 3 翼後方付近において、後部胴体を完全に切断する。
- 4 垂直尾翼取り付け金具を切断する。
- 5 プロペラを完全に切断する。
- 6 車輪を完全に切断する。

※  切断箇所

イメージ図

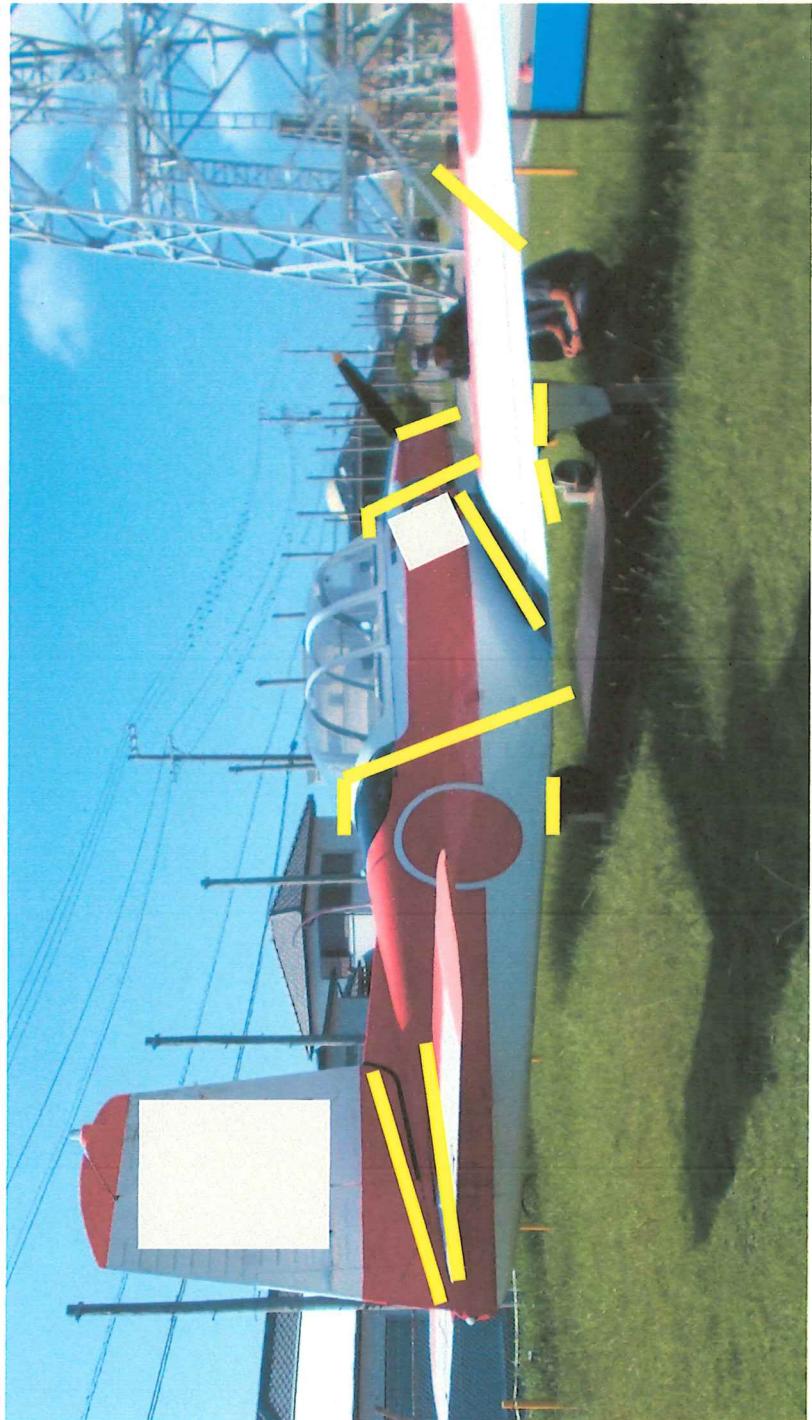


3.1 展示機の解体



※ 切断箇所

### 3.1 展示機の解体



3.4 関連部材の撤去

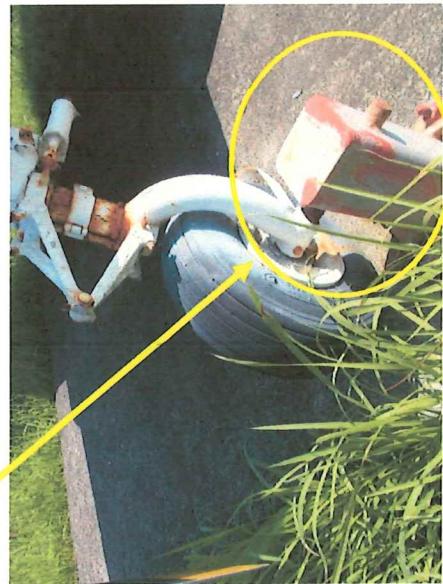


展示用看板

ポール 20本

3.4 関連部材の撤去

固定具 (前輪)



固定具 (左後輪)



固定具 (右後輪)



### 3.4 関連部材の撤去



コンクリート板及び碎石  
コンクリート板：縦約300cm×横約400cm×厚さ約25cm  
碎石：縦約300cm×横約400cm×厚さ約10cm